

ポートアイランド南公園レストハウスにおけるシェアキッチン社会実験運営業務 仕様書（案）

1. 業務名称

ポートアイランド南公園レストハウスにおけるシェアキッチン社会実験運営業務

2. 業務目的

本市では、まちびらきから約 40 年が経過し、まちの成熟とともに賑わいの創出が課題となっているポートアイランドの活性化に向け、2022 年度より「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」に取り組んでいる。令和 5 年度に実施した島内関係者へのヒアリングでは、飲食店の閉店に伴い、賑わい低下やランチ時間帯（一部、夜間）において飲食環境に不便を感じる声が多く聞かれた。

そこで、本業務では、同プロジェクトの取組みの一環として、ポートアイランド南公園レストハウスを活用したシェアキッチン社会実験を実施し、ポートアイランド内の飲食環境の改善や、人々の交流空間を創出することによって、まちの課題解決と活性化に繋げていく。

また、このような賑わい創出や交流の促進など公共施設等を活用した取組みを通じて、市民や企業等の方々にエリアの価値を再認識して頂くとともに、積極的にまちづくりに参画する機運を醸成する。

3. 業務実施箇所

所在地：神戸市中央区港島中町 8 丁目 6 番 4 号（別添：位置図参照）

対象物件：ポートアイランド南公園レストハウス（別添：物件概要参照）

4. 業務期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 28 日

5. 業務内容

(1) シェアキッチンの実施に向けた準備

- ① 飲食営業に必要となる厨房設備、什器等（以下、設備等）の調達・設置及び施設の改修
 - ・設備等については、原則、飲食営業期間中のレンタルで調達すること。
 - ・施設の改修（内装・外装とも）にあたっては図面等を作成し事前に本市と打合せを行うこと。
- ② 食品衛生法その他関係法令に基づく飲食営業に必要な許認可、届出等
- ③ 出店者の募集システムの整備
 - ・出店者の属性（職業・居住地等）を把握できるものとする。
- ④ その他、飲食営業に必要となるものの準備

(2) シェアキッチンの運営

- ① 実施期間・日数：提案内容を踏まえ、本市と協議により決定します。
- ② 留意事項：
 - ・飲食営業は、令和 6 年 10 月 26 日（土）までに開始し、昼間時間帯（11:30～14:30 想定）については平日 20 日以上、土日祝日合わせて 8 日以上を含む計 40 日以上実施すること。
 - ・飲食営業期間内は、出来る限り休業日を設けず連続して実施するよう努めること。
 - ・対象物件南側にマンションが立地していることから、昼間時間帯以外の飲食営業については、

周辺住環境にも配慮した時間設定とすること。

- ・令和6年11月2日（土）の昼間時間帯にポートアイランド内で各種イベントが予定されているため、当日は必ず飲食営業を行うこと。
- ・実施期間中の出店者、提供メニューに偏りがないように出店調整を行い、1週間分の出店予定を営業1週間前までに本市に報告すること。なお、物販・テイクアウトのみの出店は認めない。

(3) シェアキッチンの広報

- ・ホームページ、SNS、チラシ等により、出店者募集及び集客のための広報を行うこと。

(4) 次年度以降の取組みに向けた課題整理

- ・ポートアイランド内における飲食事業の需要、立地条件、価格設定等、出店者や利用者へのアンケート等を通じて、本格実施に向けたニーズの把握を行う。

(5) 業務打合せ

- ・打合せについては下記の3回を想定している。なお、必要に応じて適宜実施することとする。
(契約時、運営計画・改修工事計画策定時、納品時)

(6) 報告書の作成

- ・上記をまとめた報告書を作成すること。

6. 成果物

(1) 本業務の実施状況報告書2部（紙及びデータで1部ずつ）

- ・アンケート等において個人情報が含まれる場合、匿名化した上で提出すること。

(2) 納品場所

神戸市都市局未来都市推進課

7. 留意事項

(1) ポートアイランド・リボーンプロジェクト

- ・本市が別途発注している「ポートアイランド・リボーンプロジェクト推進支援業務」において、公共空間の活用によるエリアマネジメントの推進等を目指し、まちの賑わい創出や活性化に自ら取り組む個人・法人等を発掘するとともに、島内での活動の実践を検討している。
- ・本業務は、ポートアイランド・リボーンプロジェクトの一環として実施するものであり、「ポートアイランド・リボーンプロジェクト推進支援業務」の趣旨を理解するとともに、相乗効果が発揮できるよう、同業務との連携に協力すること。

(2) 施設利用

- ・施設は現状有姿での引き渡しとする。
- ・業務完了時までには原状回復し本市の確認を受けた上で返還すること。ただし、本市と協議の上、許可を得たものについては原状回復の対象外とする。
- ・本業務目的以外の施設利用は禁止とする。

(3) 日常管理

- ・施設の日常管理は受託者の責任において実施するものとする。
- ・施設内及び施設周辺にゴミ等の散乱がないように清掃を実施すること。

・廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、受託者の責任において適正に行うこと。

(4) 費用負担

- ・本業務受託者の施設利用料は無料とし、出店者の出店料についても無料とすること。
- ・光熱水費については本業務受託者負担とする。ただし、飲食営業時間中においては、適正な範囲内で出店者へ負担させることを認める。提案書において価格設定及び妥当性を示すこと。
- ・本業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 前払い金

- ・委託料の税込金額の3割を限度として前金払を請求することができる。全ての業務の履行検査完了後、請求に基づき残額を支払う。

(6) 購入した設備等の帰属

- ・飲食営業に必要な設備等（消耗品を除く）の調達については、営業期間中のレンタルを原則とするが、経済面やレンタルが困難な場合等においては、本市と協議の上、購入を可能とする。
- ・ただし、減価償却が発生する設備等については本市に帰属するものとし、本市と受託者において協議の上、取り決めたものについてはこの限りでない。

(7) 法令の順守

- ・営業に必要な各種法令に基づく許認可は受託者が取得すること。
- ・食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

(8) 出店者

- ・本業務受託者は、出店希望者が、暴力団又は暴力団員の関係者等であることを知りながら、出店させることを禁止する。

(9) 個人情報の管理

受託者は、出店者の募集やアンケート等において、個人情報を取得する場合は、個人情報の保護に関する法律（制定：平成15年5月30日）に基づき適正に管理すること。

(10) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(11) その他

- ・周辺住民等からの苦情等への対応は、本業務受託者が責任を持って行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

[位置図]



[物件概要]

建物：鉄骨造陸屋根1階・地下1階

面積：1F 108.4 m²(店舗仕様) 地下1F 18.23 m²(倉庫)

建築年度：平成2年度

○外観・内観

外観（正面 南西より）



外観（裏口）



内観（全体）



南側スペース



東側スペース



西側スペース



